

年金

**老齢福祉年金の
受給者の方へ
8月は国民年金証書の
提出日です**

老齢福祉年金を受けている方は、毎年8月に国民年金証書を、役場に提出することになっています。

これは、社会保険事務局で前年の所得による審査の上、決定された今後一年間の年金支給額を、証書に記入するのに必要なためです。
ですから、年金証書の提出が遅れたり忘れたりしてしまうと、以降の年金の受取りが遅れる場合もありますので、8月期の年金を受け取ったら、すぐに年金証書を役場へ提出してください。

**大切な届出です。毎
年一回、誕生の月には、
「受給権者現況届」
を忘れずに！**

現況届は、年金を受けている方に毎年1回、誕生の月に

提出していただくものです。誕生の月の初旬に、東京の社会保険業務センターから、直接、自宅に送られてきます。届いたら、必要事項を記入の上、その月内に社会保険業務センターへ提出してください。

もし、現況届の提出が遅れたり忘れたりしてしまうと、年金の支払いが止まることもありますので、注意してください。

また、送られてきた届書を汚したり紛失したりした時や、転居などで届かなかった場合には、社会保険事務所や役場に予備の届書がありますので、お問い合わせください。

なお、障害年金の受給で、診断書を同時に提出しなければならぬ方は、診断書用紙が併せて送られてきます。必ず、誕生の月での診断内容を担当医に記入してもらい、一緒に提出してください。

問い合わせ

役場町民課年金係
☎ 985-4106



福祉

**児童扶養手当
特別児童扶養手当
該当者は申請を**

児童扶養手当

この手当は、父と生計が同一でない児童（18歳未満、障害がある場合は20歳未満）を養育している母又は養育者に支給されます。

手当の対象となる児童

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害をもつ児童
- ④ 父が生死不明である児童
- ⑤ 父が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母が出産した児童
- ⑧ 出産の事情が明らかでない児童

ただし、遺族補償を受けていないなどの条件や所得制限があります。

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係
☎ 985-4114

特別児童扶養手当

この手当は、20歳未満の心身に障害のある児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

ただし、障害を事由とする年金を受給していないこと、対象児童が施設などに入所していないことなどの条件や所得制限があります。

問い合わせ

役場福祉課障害福祉係
☎ 985-4155

児童扶養手当の現況届及び特別児童扶養手当の所得状況届の提出について

これらの手当を受給している方は、毎年8月中に現況届又は所得状況届を提出しなければなりません。
現在、受給している方には、別途通知しますので、必ず提出してください。

児童の豆知識

法律によって「児童」の年齢のとらえ方がちがいます。代表的なものとして、「労働基準法」では満15歳未満、「学校教育法」では小学校に就学している者となっています。

敬老年金支給に ついで

今年も、75歳以上の方の長寿をお祝いして、松前町から敬老年金が支給されます。今年度も同じ口座に振込みを予定しています。

変更などがある方は、役場福祉課までご連絡ください。

問い合わせ
役場福祉課高齢者福祉係
☎ 985-4113

6月の松前町1世帯あたりのごみ排出量

	可燃物	埋立ごみ 有害ごみ	かび びペット	類 ん ト	ス ラ ッ ク	紙 ご み	大 型 ご み
平成14年	53 kg	13 kg	4 kg	—	8 kg	43 kg	
平成15年	50 kg	5 kg	4 kg	2 kg	7 kg	31 kg	
増減	△3 kg	△8 kg	0 kg	—	△1 kg	△12 kg	

(6月末現在 11,897世帯 31,554人)

家庭から出るごみの量を意識し、ごみを減らす生活にご協力ください。